

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年四月二一日

最高裁判所第一小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 藤 | 崎 | 萬 | 里 |
| 裁判官    | 団 | 藤 | 重 | 光 |
| 裁判官    | 本 | 山 |   | 亨 |
| 裁判官    | 中 | 村 | 治 | 朗 |
| 裁判官    | 谷 | 口 | 正 | 孝 |